

## 平成27年度第1回府中市新庁舎建設設計者選定委員会会議録（要旨）

■開催日時 平成27年4月14日（火） 午後1時30分～午後3時25分

■開催場所 府中市役所北庁舎3階第1会議室

■出席委員 5名（50音順）

赤松 佳珠子委員、倉田 直道委員、桑田 仁委員、田中 友章委員、吉野 誠委員

■欠席委員 なし

■事務局ほか

高野市長、町田政策総務部長、五味田政策総務部次長兼政策課長、茂木政策課庁舎建設担当副主幹、伊橋政策課庁舎建設担当主査、山崎政策課庁舎建設担当主査、菊池政策課主任、日原建築施設課長、梶田建築施設課長補佐、高島建築施設課工事担当主査

■公開・非公開の別 非公開（事業者選定の審査に係る会議であるため）

■議事日程

- 1 委嘱状の伝達
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長選出
- 5 副委員長選出
- 6 諮問
- 7 会議の公開等について
- 8 審議事項
  - (1) 募集要項について
  - (2) 審査要領について
- 9 その他

## ■会議録

【事務局】 定刻となりましたので、ただ今から「平成27年度第1回府中市新庁舎建設設計者選定委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。委員長選任までの間の進行を務めます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本来であれば、委嘱状を市長から委員の皆さま一人ひとりにお渡しすべきところですが、時間の関係もございますので、本日は皆様の前に置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここで選定委員会の開催に先立ちまして、市長からご挨拶を申し上げます。  
（\*高野市長挨拶）

【事務局】 次に、会議の開催の可否でございますが、委員5名のうち、5名が出席し、定足数に達しておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。次に、本日の会議の進め方についてお諮りいたしますが、第1回目の会議でございますので、はじめに各委員の自己紹介をしていただきまして、その後会議次第のとおり進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは、恐れ入りますが順番に自己紹介をお願いいたします。  
（\*自己紹介）

【事務局】 ありがとうございました。それでは、事務局の職員を紹介いたします。  
（\*事務局紹介）

【事務局】 次に、議題に入る前に、事務局より配付資料の確認をさせていただきます。  
（\*事務局より配付資料の確認と資料の説明）

【事務局】 次に、次第4及び5の委員長並びに副委員長の選出ですが、当委員会規則第5条では、委員の皆様の互選となっておりますが、いかがいたしましょうか。  
（委員より、事務局の考えをききたいとの発言あり）

【事務局】 事務局としては、基本構想を策定する際の検討協議会において委員長として携わり、その後も専門委員などにより定期的に本市の庁舎建設事業についてご協力をいただいている倉田委員が委員長に適任ではないかと考えておりますがいかがでしょうか。  
（\*異議なしの声）

【事務局】 それでは、委員長につきましては、倉田委員にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、倉田委員長は委員長席にお移りいただきますようお願いいたします。  
（\*倉田委員長移動）

【事務局】 続きまして、副委員長につきましては、いかがいたしましょうか。  
（委員より田中委員が適任との発言あり）

【事務局】 ただいま委員より、田中委員が適任とのご推薦がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

(※異議なしとの声)

【事務局】 それでは副委員長には田中委員にお願いしたいと思います。では、ここで倉田委員長、田中副委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

(※委員長挨拶)

(※副委員長挨拶)

【事務局】 ありがとうございます。それでは、委員長・副委員長が決定いたしましたので、ここで、市長から委員長に諮問書を伝達させていただきたいと思います。

(※諮問書の伝達)

【事務局】 ありがとうございます。恐れ入りますが、高野市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(※高野市長退席)

【事務局】 それでは、この先の進行は倉田委員長にお願いいたします。

【委員長】 それでは、ここからは私が議事の進行を行います。ただ今、市長から諮問書を受け取りましたので、皆さんにも事務局から「写し」を配布させます。

(※事務局より写しを配布)

【委員長】 次に、次第の7の会議の公開についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

(※事務局から資料4に基づき説明)

【委員長】 説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

(※異議なしの声)

【委員長】 それでは、会議の公開及び会議録の公開の取扱いについては原案のとおり決定します。

続いて次第8の審議事項に移ります。事務局から説明をお願いします。

(※事務局から資料5～9に基づき説明)

【委員長】 ただいま事務局から説明がありました、各資料の内容に関して委員みなさんのご意見などをいただきたいと思います。

多くの審議事項がありますので、ポイントを絞って議論したいと思います。まず、募集要項の概要の中にある委託料の上限額です。設計者に選ばれた後、この金額を上限に契約をするということで、それを事前に示しておいたほうがよいのではないかということを示されたと思いますが、いかがでしょうか。こういった金額を載せないほうがよいという意見もあるのではないかと思います。

【委員】 それ以前の意見で恐縮ですが、一般的に、他の事例でこういった上限額が入る例が多いのか、少ないのかはどうでしょうか。

【委員】 いろいろな例があって、出ている場合、出ていない場合、それと事業費が記載されている例もあります。この段階では概要がないままいきなり設計料の金額がでているので、どういう意図でどういうふうに含まれているのか確認したいと思います。

【委員長】 上限額はでているが、その中の内訳がでていない。恐らく設計者選定の最後の段階では、発注者との間で設計者から見積りが出てきてこれをもとに協議するという流れとなる。ただ上限という言い方であれば、この金額が妥当かどうかの判断はこの時点ではまだ難しい。事務局ではどう考えていますか。

【事務局】 この委託料の上限額の算出根拠というものは、東京都財務局に設計料を計算する仕組みがあるのでそれを用いております。これについては、標準的な業務に係る標準内価格を計算して、それ以外の、今回のような規模の大きい設計をする際には標準内業務だけでは収まらない部分がでてきますので、そういった業務の部分は他の自治体の例をみながら、何社か設計会社から見積りをとるなどしてそうした数値を加えております。このため、市として算出根拠をもって示しているものです。

【委員長】 いずれにしろこの金額で決まるものではなく上限ということですね。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 上限額ということですが、おおよそこの金額で、逆に業務量などについてもわかる部分もあるのでいいのではないのでしょうか。

【委員長】 では、これはこのとおりでよいですね。

【委員長】 あとはスケジュールをみていただいて、おかしい点があればご指摘をいただきたいと思います。節目としては、公表は4月16日を予定しています。その後、現地説明会が行われて、これがほぼ一週間後。その後質問の受付期限が4月30日。その後参加申込書が5月19日で、ちょうど1か月後くらい。その後提案書の提出がさらに1か月後なので、都合2か月後となります。1次審査は提出後の2週間後くらいにあって、2次審査はその20日くらい後にあります。いかがでしょうか。

【委員】 敷地図の申込期限が書いてありますが、速やかに申し込んだ人は、現地説明会前に敷地図が入手できるのでしょうか。質問の意図としては現地説明会のときに、敷地図が入手できている人とできていない人が混在していると不公平があるかなと思うのですが。

【事務局】 敷地図については、様式集にあります。資料7の様式1にあるとおり、応募資格を有し、参加を検討している方について、あらかじめ申込みをいただいて、そ

れに対し、こちらから提供する形をとりたいと考えております。また、現場説明会の時に、敷地図をもっていらっしゃらない方がいる場合もありますので、現場説明会の申込み時に、そのあたりを確認することにしたいと思っています。

【委員長】 要は、申し込んだ人は早くいただける感じでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。現場説明会も申込みが必要となるのでその際に、敷地図の申込みについても促すこととしたいと思っています。

【委員】 現場説明会に参加するようであれば、まず敷地図を手に入れようとするとは思うでしょう。

【委員長】 スケジュール的にはめっちゃくちゃタイトというわけではないので、これでいけるのではないのでしょうか。

【事務局】 補足ですが、敷地図面の提供については申込みもメールで、提供についてもメールで行う形を考えているので、申し込んでいただければすぐに入手できるようにしたいと思います。

【委員長】 それでは、スケジュールのほうはよろしいですね。ほかに何かあるようであれば意見をいっていただきたいと思います。無いようであれば私のほうから投げかけたいと思います。

一つは選定委員会の委員名簿は委員を記載するという方向でよいかどうか。たまたまですが、副市長以外は大学に所属している大学の肩書きもありますが、それに加えて大学以外の所属でやっている人はそのへんを記載したほうがよいのかどうか、どうでしょうか。

【委員】 今、記載のある形でよいのではないかと思います。

【委員長】 プロポーザルの場合、どういう人間が審査するかということを明らかにしたほうがよいですね。公正さを保つということ、透明性を確保するという意味でこういう記載でよければ、このようにしたいと思います。

【委員】 いいと思います。

【委員長】 続いて、応募資格について、いかがでしょうか。比較的一般的な資格要件もあります。一方で、建築設計の責任者として 10,000 m<sup>2</sup>以上の新築による公共建築物の実績とありますが、この辺はいかがでしょうか。

【委員】 なかなか難しい部分ではあります。新築の公共建築物という部分は譲れないと思いますが、延床面積 10,000 m<sup>2</sup>というところかなり大きい建物であると思います。10,000 m<sup>2</sup>の公共建築物と考えるとどのような建物が想定されるか。もう少し、例えば 8,000 m<sup>2</sup>とすることはどうでしょうか。実際に設計する立場からすると公共建築物では、学校建

築とか小さな地域図書館とか、それほど小さくはないけれど、そういったものはだいたい5,000 m<sup>2</sup>から10,000 m<sup>2</sup>の間です。それで、これ以上の10,000 m<sup>2</sup>を越すと随分大きくなるように思います。10,000 m<sup>2</sup>以上とするかどうかで随分設計者の応募できる、できないが違ってくるのかなと思います。

【委員長】 この応募資格で求めていることは経験だと思います。今回、実際に想定されている新庁舎の規模が30,000 m<sup>2</sup>くらいとあります。そうしたときにどれくらいの経験があれば30,000 m<sup>2</sup>の設計が十分できるか、このあたりの判断となります。確かに10,000 m<sup>2</sup>としたときと8,000 m<sup>2</sup>としたときでは、恐らく応募できる人はかなり変わってくると思います。広く提案を求めることを考えると、ここを8,000 m<sup>2</sup>とすることについては自分もそうしたほうがよいのかなと思います。8,000 m<sup>2</sup>の経験と10,000 m<sup>2</sup>の経験と、この30,000 m<sup>2</sup>のものを設計するときに経験として違いがあるのかということが判断の分かれ目になるのかなと思います。

【委員】 今回30,000 m<sup>2</sup>ということですが、これを無原則に下げるということではないでしょう。例えばこれを4,000 m<sup>2</sup>とするとこれはないと思いますが、委員が今言った8,000 m<sup>2</sup>は4分の1よりは上です。これが10,000 m<sup>2</sup>と8,000 m<sup>2</sup>と違った場合、不安感がどれほど違うかときかれると、ほとんど違うことはないのではないのでしょうか。自分の感覚では信頼感はそれほど変わらないのではないかと思います。8,000 m<sup>2</sup>の公共建築物を設計したことがあれば、設計者の中では一定の信頼を勝ち得たものと考えてよいのではないかと思うので、そういった認識がここで共有できるのであれば、委員長がいったように門戸を広げるために有力な選択肢であると思います。

【委員長】 事務局としてはどうですか。

【事務局】 10,000 m<sup>2</sup>以上としたのは30,000 m<sup>2</sup>の3分の1ということで案として設定したものです。8,000 m<sup>2</sup>と10,000 m<sup>2</sup>との違い、感覚というものはなかなか私どもでも微妙なところだと考えています。そういったところで、各委員からの意見をいただければと考えております。

【委員長】 おそらくホールのようなものについては特殊な経験が必要となってくると思います。ホールで専門職員を配置するかどうかはわかりませんが、庁舎については、民間でいえばオフィスにあたる施設になるので、規模が大きいからといって違ってくるという性質のものではないでしょう。そういう意味では公共建築物で8,000 m<sup>2</sup>以上のものを手がけたことがある人はそれほど多いわけではないので、それでもかなり絞られてくるのかなと思います。経験的には、かなり経験した人に絞られてくるのではないかと思います。

【委員】 先ほどの意見で、もともと3分の1という意見と、4分の1では7,500 m<sup>2</sup>なので、だいたいそういったスケールで考えていって、複雑な建築物ではないということもあるので、提案のあった8,000 m<sup>2</sup>でも大きな問題が起きるという感じはしません。予測ではありますが。

【委員長】 一つの判断としては、少しでも枠を広げることによってよりよい提案をもたらせるのではないかと、そこを優先するという考え方があります。8,000 m<sup>2</sup>の公共建築物としては、学校建築をやったことがある人が多くいるのではないかと思います。学校建築も引っかかってくるし、そんなに小さくなくて適当な公共建築の規模になっていると思います。10,000 m<sup>2</sup>以上では資格を有する人が少なくなってしまうことが懸念されます。そういった考えで意見があった8,000 m<sup>2</sup>にするということではいかがでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【委員長】 それではここは8,000 m<sup>2</sup>以上とするということにします。ほかに応募資格のところで、意見はありますか。

【委員長】 それ以外は通常の要件となっていると思いますが、協力事務所、JVなどの表記もあり、JVを認めています。共同で出してくることを歓迎するというニュアンスで要項が作られています。その意味では、そういったことを含めて積極的に出してもらいたいという姿勢があるのではないかと感じています。恐らくケースとして考えられるのは、例えば組織事務所とアトリエ系の事務所とが組むことが想定される。そうしたものに門戸を開いているが、そういう思いをもう少し盛り込む必要がないか、要項をみてそう思ったかがいかがでしょうか。

【委員】 要項の(5)のエのところに、協力事務所も可とすると表現されています。このことからでもかなりそういったことが示唆されているように思えます。

【委員】 エに書いてあることで、協力事務所といった形で加わった場合、役割としては二つあると思います。一つはエに書いてあることで、既存の建物がおおまかに三つあって順繰りに建て替えることが想定されます。そのことをきちんとみれる人をいれてほしいということ。もう一つは、単独で出せる資格をもっている方々。それが組織事務所、建築家が主宰している事務所であったり、そうではなくて、例えば組織事務所、それが大手であるか中堅であるかはわかりませんが、それが積極的にアイデアやデザインをチームを組んでトライしてくるということがもう一つ挙げられます。この要項についてどういう対応をとるのかということはよく議論して確認したほうがよいと思います。

それと様式集の様式5-4に、受託した場合の設計チームの体制を応募者に示していただくこととなりますが、ここに専門分野を書いていただくことがあります。そのときに、要項のほうの建替計画の立案、実施に係る経験を有する者とありますが、必ず書くようになっていません。これは意匠、構造などの分野を全部書くようになっているのですか。

【事務局】 そのように考えています。

【委員】 そうであればこれにプラスしてそういう専門分野を設けたほうがよいのではないのでしょうか。

【委員長】 そうですね。応募資格ではそういった経験を有する者をいれることと書い

であるので、それをどこで表示すればよいかですね。

【委員】 それをわかりやすく表示できる表にさせていただいたほうがよいですね。

【委員長】 そういった場合、J Vを組む場合には、総括責任者は代表組織から出して、それに加えて協力事務所が入ってくる場合に、意匠が二人になるというケースはあることはあります。そこらへんはどうでしょうか。

【委員】 J Vを組んでいる場合と組まない場合と、その両方がありますが、例えば組織系の事務所とアトリエ系の事務所が組むと、総括責任者は組織系で、アトリエ系の人が意匠を担当するケースが多く、一般的といえます。でも逆のケースもあります。

【委員長】 今話がありましたが、通常は総括責任者が組織系だとすると、意匠のところはアトリエ系が一番多いと思いますが、協力事務所といっても意匠だけではないので、そういったところはいってくることもあります。それでいいのかなと思っています。様式・書式としてはこれでも十分対応できるのではないのでしょうか。もし意匠が二人になった場合には空欄に追加して書いてもいいわけですよ。

【委員】 記載上の注意のところに、その旨を書き添えてもらえればよいのではないのでしょうか。

【委員長】 この要項では、J Vや協力事務所といった言葉がでてくるので、この要項を読んだ人は、この要項ではそういったチームで取り組むことを期待しているんだなと感ずるところもあるのではないのでしょうか。そういったことをやりたくても全くやる余地がない要項も世間にはあるので、この要項ではそういったことを許容できるように読めるので大丈夫かなと思います。

【委員】 この様式5-4ですが、専門分野とありますが、建替専門といわれると困るかなと思います。担当分野という表現であれば、このプロジェクトにおける担当分野で担当責任者になると理解できます。

【委員】 この建替計画の専門とは、何をもって専門というのかという問題が生じますね。

【委員長】 では様式は担当という言葉のほうがいいですね。記載上の注意のほうも同様に。

【事務局】 そのように修正いたします。

【委員長】 では、そのあたりはよろしいですね。次に4ページの審査の公開についてですが、1次審査は非公開として、情報公開のところでも少し触れていましたが、2次審査のプレゼンテーション・ヒアリングは公開して、審査は非公開とすると。一つは1次審査の結果を1次審査が終わった段階で公開するかどうかです。これはいろんなケー

スがありますが、2次審査に残ったところを公表しているところがあります。そのうえで2次審査を公開でヒアリングをやる。もちろん、2次審査の結果がでたところの最後の最後まで公開するケースもないわけじゃない。そのあたりを少し議論できればと思います。いかがでしょうか。私自身の経験では、ヒアリングの段階で、だいたい顔でどこの事務所かがわかってしまうケースが多くあります。もう一つは、1次審査、2次審査ではチーム体制を含めて評価選定することになっています。その意味では、様式には具体的な名前が載ってくる。そうすると、それを含めてどういう体制で臨んでくるかということ審査の対象とすると、2次審査の時点で、残った応募者の名前がわかっている公にして審査できる利点があります。そういったことを踏まえ、個人的には公表してもよいのではないかと考えています。

**【委員】** 2次審査は公開プレゼン・ヒアリングとしていることを考えると、1次審査が終わった段階で、公表してしまったほうが、審査する側は知っているのに、プレゼンテーションをきいている市民の側が、プレゼンをしている人がどういった人たちであるかを知らない、そして知らないまま審査を行っていると思うことに少し違和感を感じます。公開の場で質疑・プレゼンをするという前提があるのであれば、2次審査のときに誰がプレゼンをするかを公表されていると、市民の方々が聴く側としてもわかりやすいと思います。

**【委員】** 2次審査はプレゼンテーションをやったりヒアリングをやるなかで、応募者の中心になって説明する人の人格などが全部見えてしまいます。逆にそういう意味ではそこまで見て選ぶとするのに審査の段階でそれが誰かわからない状態で審査するというのは、チームがどういった人かわからないというのは少し無理があるように思います。特にそれを公表することによって弊害があるとか、それが公になったことで審査に対して問題が起きたかということ、そういう経験はないし、問題が起きるということがイメージしにくいですね。

**【委員】** 今回はプロポーザルですので、市長から諮問があったように設計者を選ぶ、コンペで案を選ぶのではなく、設計者を選ぶということ。案としては、プレゼンと質疑は公開することとしている、つまりそれを市民の方にみていただくということです。パソコンの操作者が1人いるとして、3人は壇上にあがって説明する。自分が市民の立場であれば、壇上にあがって説明する人がどなたかわかっていて、ああこういう人が私たちの街の庁舎を設計するんだと、わりかし素直に受け取ってもらえるのではないかと思います。そうでないケースとしては、A社、B社、C社さんとなって、審査委員の中では誰々さんだとわかっているのに、粛々と進む、そして最後に決まって誰々でしたと出る。これを比べると市民の立場からすると、納得できるようにまず候補になった人を明らかにすると。ただ、そうなったときに懸念する点を確認して議論したほうがよいと思います。ただ、自分の経験からいうと両方のケースがありますが、事前に公表して変なことが起こったということはきいたことがないのですが、しかし、懸念することはここで確認して議論をしたほうがよいと思います。

**【委員長】** 応募者の名前を明らかにすることで、応募者の実績も明らかにできます。そうではなく、これをブラインドにすると応募者の実績を明らかにできないこともあり

ます。応募者を明らかにしておけば実績についてもはっきりと評価することができますし、体制についても評価の対象とすることができます。設計者をブラインドにしてしまうと、そのあたりをしっかりと評価することができなくなってしまうこととなります。その意味で特定してしまうことで、提出された資料も目を通しながら評価することができるという点ではよいと思います。これまでの経験では、事務局だけが書類をもって、審査員はプレゼンテーションのみで評価するしかないことになっていました。この辺りはいかがでしょうか。

**【委員】** これまでのプロポーザルの審査員をやった経験では、対象はA、B、C社と表示されていて審査時にはわからないようにされていました。今回は公開して行うということで、市民からみた場合の満足感としては、プレゼンを行う企業の名前がないというのは、確かに不自然とは思いますが。ただ、これまで、会社名を出さずにやってきているので、これから、ほかのものをどうするのかということもあると思います。

**【委員長】** 我々審査する側の名前も明らかになっていて、設計者の名前も明らかになる。両方明らかになっており、おかしな動きがあればそれはすぐにわかってしまう状況になります。公開されているということは逃げも隠れもできないので、それは向こうもこちらもわかっているのではないかと。そういう意味では我々の立場も縛ることになり、それだけの責任も明らかになります。

**【委員】** 今回公開プレゼンをやるということが、これまでのものと全然違うのではないのでしょうか。もし今後やるとなった場合、公開でやるということがあれば、公開ヒアリングをやるに値する案件があれば、ということがいえるのではないのでしょうか。そういう意味で、今回は特別といえるのではないのでしょうか。この先どのようなものができるかはわかりませんが。また、先ほど委員長がおっしゃったように、両方がオープンになっている、クリアになっているので、変な動きも逆にしようがないといえるのではないのでしょうか。

**【事務局】** 今後、今お話をいただいているような流れで行われた場合、すべてがこのとおりになるわけではないにしても、公開という部分で一つの大きな例となっていくのではないかと思います。それでいいほうになれば、そのあたりの考え方の整理についても事務局として検討しなければならないと感じています。

**【委員長】** 府中市として考えれば、今までのやり方もあって難しい判断となりますが、他の自治体でも結構やっており、そしてそこでも問題なくやっていて、公正にやれていると思います。逆に中途半端に一部だけ公にしないというのは、外側から見ると引っかかる場所があります。公開する公開しないで、結果が全く違ってしまうのかときかされるとそういうことではありませんし、市民がプレゼンを見てどういう設計者がインターネットで検索するなどあってよいのではないのでしょうか。

**【委員】** 仮に、その後のプロポーザルをこのようにやる必要はないわけで、府中市という自治体で、こういう場合はこう、こういう場合はこうと分けられるのはもちろんあると思います。今回の場合は、先ほども申し上げたが市民の方々にとってわかりづらい

でしょうし、とりわけこれから市で暮らしていく人たちにとって重要なことであるからこそこういう形をとっているのだと思います。繰り返しになりますが、わざわざ会場に足を運んでくれる市民の方々にとってわかりやすい方法であることが大事なことであると思います。自分たちは多分、みればだいたい誰であるかわかると思います、わりかし有名な方であれば。だけど市民からするとAさん、Bさんという形で進むというのは、やはり不自然であると思います。その点を自分としては、一番考えたいところです。

【委員長】 設計者がそこで明らかになることによって、設計者の実績であるとかチームの中身もより具体的に対象にして評価することができるという意味では審査がしやすいのではないかと思います、いかがでしょうか。違うケースで、最後の最後までブラインドでやっていて、ある種の公平性というのものあるんですけど、この人は実績があるんだろうと思ってやっていると最後に蓋を開けてみたらあまり実績のない人であったということがありました。審査のときに、もうちょっと実績がわかっていたほうがよかったな、と感じることもあり、後で審査委員同士で情報がわかっていたほうがよかったと話したことがあります。

【事務局】 委員会のほうで、そういった方向で決めるのであれば、本日の議論を踏まえ、事務局でも考え方を整理したいと思います。あと公表のしかたですが、1次審査が終わった段階で、すぐに公表してしまうのか、あるいは、期限を設けて公表するのか、いろいろケースがあるかどうか委員の経験をお伺いしたいと思います。

【委員長】 それは審査結果が出た時点で、応募者に連絡をする、その時点でホームページなどでも掲載をする、2次審査にどこどこが残ったという感じで。そういった感じが多いと思います。当然、当事者には直接お知らせするという前提で。

【委員】 その場合、どうなりますか。

【事務局】 今の予定では、1次審査を7月6日に予定しておりまして、結果通知は翌日の7月7日ということにしておりますので、公表についても同じタイミングということになるかと思います。

【委員長】 そのような流れでよいと思います。それでは、今の件についてですが、皆様から意見をいただいたように、1次審査後に、2次審査に残った応募者を公表するということにしたいと思います。

【委員長】 あとは、提出書類などについてですが、1次審査時点でいただくものと、2次審査時点でいただくもの、特に2次審査について、いろいろ意見があろうかと思いますが、追加で2次審査で何か求めるかということ。今までの経験では、両方のケースがありますが、1次審査に提出した資料以外を一切使用してはいけない、と制限するというケースと、追加で何かを求めるケースです。追加を求めるケースのうち、最初から追加で出してもらうものを決めているケースと、2次審査をやる段階で、1次審査の結果、もう少しこういう資料があるとよい、判断しやすいのではないかとということで追加したケースがあります。具体的には、模型だけ2次審査で追加してもらうなどのケース

があります。そのほうが審査しやすいし、説明者も説明しやすいということがあります。一方で、それは応募者に負担をかけることにもなるので、そこまで必要ではないんじゃないかという意見もあると思います。この辺も少し議論をしたほうがいいかなと思います。

【委員】 基本的には2次審査では提出したものをを用いた形でのプレゼンテーションとしておかないと、審査したものと違うものでプレゼンされるとそれはそれで混乱を招くこととなります。ただ、1次審査で審査したときに、もうちょっとこの辺をきかないと判断が難しいということが想定されます。その場合は、1次審査通過者全員に同じ課題を2次ではこういうものを、ある程度限定したものを付加してくださいとお願いをだしたうえで、2次審査に臨んでいただくのがよいと思います。最初から2次審査に追加していただくものをなかなか予測するのは難しい。もし1次審査をした段階で、だいたい判断できそうだというのであれば追加の提出は不要になると思います。あと模型に関して、模型については使用を可とするとなっています。模型を提出しなさいとなっていると負担が大きいんですが、可とするということは、プレゼンテーションをする側が決めることができるので、この表現が一番よいのではないかと思います。

【委員】 基本的には今の意見にあったとおりでよいと思います。今の要項の案で、6の2次審査の(2)では先送りの表現となっています。1次審査が終わったあとに補足の資料を求める合間があります。あとは不公平の無いようにすれば。

【委員長】 審査に当たって、公平でないようなことはまずいので、求めるのであれば同じものを、負担にならない範囲で。それは恐らく、1次審査をやってみないとわからない部分がある。1次審査をやって、提案で何を考えているか、共通で確認しておきたいところがあれば、それを求めることかと思います。今までの経験では、そういったことをやって2次審査をし易かったことも実際にあります。

【事務局】 その辺りは、1次審査のときに、議論が終わった時点で確認させていただいて、2次審査に出席をしていただく方々に出す通知の内容も確認させていただければと考えています。

【委員長】 それでいいと思います。

【委員】 2次審査の6の(1)のウのところ、1次審査終了時に補足として求める資料とあって、予定となっていて、これで憶測はつくのかもしれないけれど、必要な場合補足として資料を求める場合があるという書き方にしておいたほうが、わかりやすいと思います。

【委員】 これの部数は1部でよいのですか。ここでは、1次審査通過者に対して資料を求める場合がありますといった趣旨を記載するにとどめたほうがよいのではないのでしょうか。

【委員長】 1次審査の提出資料で、十分だといったケースもないわけではないので、

求めないケースもあるので、そういった表記のほうがよいでしょう。

【事務局】 今いただいたご指摘の方向で表記を修正したいと思います。細かい言い回しについては、今後、委員長にお伺いをして決定させていただければと思います。

【委員長】 そのほかでいかがでしょうか。審査結果を公にしたときには、最終的には講評をすることになると思います。委員の皆さんからいただいた意見をここで集約して、委員長名で公表するケースと、プラスしてそれぞれの委員の皆さんに書いていただくケースとがあります。これについては後で決めることでも差し支えないですが、委員の皆さんの心積もりもお願いしたいと思います。

【委員長】 1次審査の公表の仕方については、先ほど話したとおりです。2次審査に残ったところを公表することになりますが、1次審査の残りの結果については、普通、それほど細かく講評を出すところはないと思います。そのような取扱いでよろしいでしょうか。

あとは2次審査の結果を公表するときに、それに対しての講評、評価というものを出します。講評の仕方も、それぞれ1作品につき出す方法と、総括的にやっているケースとがあります。情報公開のあり方も踏まえると、一つ一つの作品についての意見もあったほうがよいのかなという気がします。特に応募者の立場からすると、どういった部分が評価されているかと。応募してくださった人たちに対して、応える意味でもそういったことをやったほうがよいのではないかと考えています。これは、審査のときに改めてまた議論したいと思います。ほかはいかがでしょう。

【委員長】 質問の中に出てくるのではないかと思います。受託した後、監理はどうなるのかと今までのケースでできたことがあります。設計者は実施設計までで、監理に携われないのかと。ここではあくまでも基本設計・実施設計となっているし、それから他の自治体では、設計と監理を分けて発注していることもあります。この辺については、事務局ではどう考えていますか。質問としてくる可能性があるのです。

【事務局】 現時点では、監理までを保証できる状況ではないと思っています。他の自治体の事例をみると、監理業務も随意契約で予定していることを表記している例も見受けられます。現在市としては、他の施設の例では、基本的に監理は入札で行っている経緯があります。ただ、これだけの規模の建築物になるので、果たして設計した者と、監理をする者が別になるということが、効率的なのか、あるいは有効なのかということも正直不安を感じるところがあるところです。そういったところも各委員の経験があればご意見をいただければと思っています。

【委員】 基本的にはやはり設計者が監理をしないと、これぐらいの規模になると難しい。設計図書で書けることはどうしても限界があります。仕様であるとか詳細であるとか、いまやかなりかつちりしていて申請がらみとかでもなかなか変更ができない。30年とか40年前だと、現場にいったから設計するのはやめてくれ、というようなことが言われるくらいでしたが、今ではそんなことは決して有り得ないけれども、やはり最終的な取り合いであったり、性能的な問題がないかの確認であったり、そういった部分を

含めて最後までみれるという状況をつくっておかないと、いろいろなところで整合がとれなくなってちぐはぐなことが起こってしまいます。これぐらいの規模の庁舎で、なおかつ非常に複雑な建替えも発生するので、そういったことを考えるとやはり設計者が責任もってみるのが目的に適った庁舎が完成するのではないかと思います。いろんな意味でそういったところが重要ではないかと思います。

【委員】 基本的には自分もほぼ同意見です。今回特に建て替えていくという、時間をかけて順繰りにということがある。単に設計したものを建てるだけでなく、そのへんをちゃんとみれるということが大事なことであると思います。その過程で、想定どおりにすべていけばいいが、いろいろなことが起こり得る。ですからきちんとそれに対応できることが大事なのかと思います。

【委員長】 設計のクオリティをきちんと最後まで保証するというのであれば設計者が最後まで関わらないと。非常に細かいところかもしれないが、AにするかBにするか選択しなければならない場面というのは、結構現場ではあるものです。監理だけやる方では、そもそも設計がどういう意図で行われたか理解してやるわけではないので、あくまでも図面のみに忠実にやると、そのチェックだけになってしまう。そういう意味では、設計は終わっているとは思いますが実態としては、現場でいろいろと判断しなければならないことが多くあります。建物の最後の質を決める大きな問題であると思います。

【委員】 市庁舎であればいろんなセクションの方々と打合せをしなければなりません。その経過・経緯を設計者はすべて把握したうえでやっています。そこのところの議論がわからない状態で第三者が監理すると、現場にはいってくると様々な要望がでてくると思いますが、設計の経緯と、前の議論と後の要望を噛み合わせていくためには、全部を理解している人が携わらなければ難しいのかなと思います。

【委員長】 今の時点では要項の中で書き込むことはできないとは思いますが、質問がきたときにその質問に答えられるように事務局には準備してもらいたいと思います。他はいかがでしょうか。

【委員】 これは、要項というよりもその後の質疑についてで、事務局のほうで準備してもらいことですが、一つは引っ込んでいる土地、二つ目は自転車置き場にある大きな樹木、あれの今後の扱い。三つ目は、敷地外だが大国魂神社の横にある元図書館の今後のあり方について。この三つは設計する側として非常に重要な情報になると思われます。多分質疑でくるんだろうと思います。実際どうなるかを念頭に置いて、答えを準備してもらいたいし、出せる情報は出すようにしてもらいたいと思います。

【委員長】 今回の図書集には向こうの建物は入っていないですね。

【事務局】 ふるさと府中歴史館の平面図は入っています。ただ、今後どうするかというところは特にありませんので、基本計画に載っている範囲で回答したいと考えています。

【委員長】 質問は必ずくると思うので、その辺りを想定して準備を始めておいてもらったほうがよいと思います。そのほかに意見はありますか。

【委員長】 それでは、本件については今回の協議を踏まえて決定いたしますが、委員からいただいたご意見を事務局に落とし込んでいただきます。確認については、私にご一任いただくことでよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

【委員長】 それでは、そのように取り扱います。次に、次第の9のその他に移りますが、委員のみなさんから何かありますでしょうか。

【委員長】 特にないようですが、事務局の方から何かありますか。

(※事務局より各委員に次回開催日、会議録の確認、広報への掲載などを事務連絡)

【委員長】 委員の皆さんよろしいでしょうか。それでは、次回は7月6日に開催することとし、本日はこれで散会することといたします。長時間にわたりお疲れさまでした。

以 上